

刑事弁護と更生支援計画（後編）

弁護士・社会福祉士
浦崎寛泰 Hiroyasu Urazaki

精神保健福祉士・社会福祉士
佐藤香奈子 Kanako Sato

I 事例編

（前編の振り返り）

軽度知的障害のある山田さん（20代男性）が、執行猶予期間中に再び万引きをして起訴された。国選弁護人に選任された弁護士は、実刑回避のため、ソーシャルワーカー（以下「SW」）に更生支援計画の作成を依頼した。

弁護士は、山田さんの万引きの原因を「知的障害による家計管理能力の低さと経済的困窮」と捉え、一人暮らしではなくグループホーム（GH）のような「厳しい監督が受けられる環境」への入居を提案する。しかし、山田さん本人は「GHは嫌だ。一人暮らしを続けたい」と述べている。SWも、GHは「監督のための場所」ではなく、本人の同意に基づく支援の場であることを説明する。また、本人の希望や生活背景を丁寧に聞き取り、納得できる計画を立てる必要性を指摘する。さらに、GH入居には見学や手続に時間がかかることも懸念点として挙げる。

弁護士は「第1回公判までに具体的な計画を立てる必要がある」と時間的制約を訴えるが、SWは「本人の納得が得られなければ実効性のある計画も立てられない」と応じ、山田さんと直接面会することになった。

以下は、SWが何度か山田さんと拘置所で面

会を重ねたのち、弁護士と打合せをする場面である。

✿1 SWによる被告人との面会の様子

弁 先日は被告人とお会いいただき、ありがとうございました。どのような様子でしたか？

SW 山田さんはとても穏やかな方で、私との会話にも協力的でした。最初は緊張されていましたが、徐々に色々とお話をしてくださいました。

弁 それは良かったです。どんな話がでたのでしょうか？

SW まず、山田さんのこれまでの生活についてですが、もともと母子家庭で、お母様と二人で暮らしていたそうです。特別支援学校を卒業後、障害者雇用で印刷会社に就職され、そのタイミングで親元を離れて社員寮に入居したことでした。

弁 開示された記録では、母親はすでに亡くなっているようですが。

SW はい、お母様は数年前に病気で亡くなられたそうです。それ以降、頼れる親族もいなくて、基本的に一人で生活してこられたようです。

弁 なるほど……。それで印刷会社での仕事はどうだったのでしょうか？

SW 山田さんによれば、職場の人間関係になじめなかったとのことです。詳しくは話したがりませんでしたが、「仕事を覚えるのが遅いと